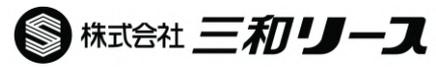


オリコB2B決済サービス 取引先登録 兼 利用同意書



この度は、お取引を賜り誠にありがとうございます。お取引開始に際しまして、下記のご記入・ご捺印のほど宜しくお願い申し上げます。

太枠内は必須項目と致します。印鑑不鮮明・訂正印無し・住所違い等は登録が出来ませんので、ご了承下さい。

※ 顧客情報に関しましては、弊社が責任を持って管理させていただきます。

太枠内、必須記入

法人以外 必須

ご記入日

年 月 日

フリガナ		フリガナ	
貴社名		代表者 役職・氏名	
フリガナ		代表者生年月日	
住所	〒 -	代表者 自宅住所	〒 -
電話番号		FAX番号	
mail			
取引銀行	銀行名	銀行	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店
請求書関係	締日	15 日	必着日 25 日
	引落日	翌月	27日引き落とし
	郵送先	<input type="checkbox"/> 本社様宛 <input type="checkbox"/> その他 (〒 -)	

<確認事項> 確認事項を確認し、と記入をお願い致します。

弊社では、口座振替の後払い決済「オリコB2B決済サービス」の登録をお客様自身にお願いしております。※利用料無料
取引条件として、上記決済サービスへの利用同意・審査の通過と弊社への書類提出が完了後、お手続き開始とさせていただきます。
※オリコの審査の為、弊社では審査内容・結果に関して一切ご回答できませんのでご了承ください。
引き落とし内容に関しましては、株式会社オリココーポレーションより、お支払案内書が請求翌月の15～20日に届きます。
請求明細書は弊社より締日後10営業日以内に郵送させていただきますので、併せてご確認下さい。

- 上記内容を確認・同意致します
 オリコB2B決済サービス申込限度額(任意記入) : 万円

<提出書類> 下記3点を各1部ご提出お願い致します。※メールで提出された場合も原本の提出が必要です。

- 取引先登録票(本紙)
 反社会的勢力排除に関する誓約書
 本人確認書

【法人の場合 ①】 現在事項全部証明書 or 履歴事項全部証明書 : 3か月以内・原本に限る

【支店の場合 ②】 ① + 会社概要(パンフレット)

【個人事業主 ③】 代表者の運転免許証 or 住民票の写し(3か月以内)

<お問い合わせ・提出先> 郵送またはメールにてご提出をお願い致します。※FAXでの提出不可

〒406-0801 山梨県笛吹市御坂町成田2436
(株)三和リース 宛

TEL: 055-261-0001(ガイダンスに従い4を2回)
mail: soumu@sanwa-l.co.jp

▼弊社使用欄▼	取引先CD	取引開始日	登録日
リース	限度枠 ¥	基本	架設 %
			解体 %
<input type="checkbox"/> 新規	特記事項	営業事務	総務
<input type="checkbox"/> 変更		取締役	部長
			オリコ登録確認
			担当営業

反社会的勢力排除に関する誓約書

株式会社三和リース 殿

貴社と取引をするにあたり、反社会的勢力排除に関し、次の事項を遵守することを誓約します。

「反社会的勢力ではないこと」

1. 当社及び当社の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者若しくは当社が契約又は取引の履行のために使用する者(以下「当社の関係者」といいます。)は、個人であると団体であるとを問わず、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

「反社会的勢力と密接な関係を有しないこと」

2. 当社及び当社の関係者は、反社会的勢力と密接な関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても密接な関係をもたないことを確約します。

「不当要求等を行わないこと」

3. 当社及び当社の関係者は、次の各号に該当する行為は行いません。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
 - ⑤ 反社会的勢力に対し自己の名義を利用させる行為
 - ⑥ その他前各号に準ずる行為

「再下請負、再委託等の場合」

4. 当社は、貴社との契約の履行のために再下請負、再委託等により使用する者及び当社以下の取引関係各層の使用資機材、事務用品、その他あらゆる物品の調達先(以下「再下請負先等」といいます。)が反社会的勢力でないことを確認し、万一、反社会的勢力に該当する又はその疑いがあることが判明した場合には、当社の責任と負担において当該再下請負先等を取引関係から排除するよう努めることとし、それを怠った場合、貴社との契約又は取引を即時解除されても一切異議を申し立てないことをお約束いたします。

「不当介入への対応」

5. 当社は、貴社との取引に関して当社又は調達先が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害(以下、併せて「不当介入」といいます。)を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに反社会的勢力による不当介入があった時点(調達先が反社会的勢力から不当介入を受けた場合を含む。)で速やかにこれを報告し、貴社の捜査機関への協力及び発注者への報告等に必要な協力を行います。

「契約解除」

6. 当社が前各項に違反した場合、貴社は、何らの催告を要することなく貴社と当社との間で締結した一切の契約又は取引の全部又は一部を解除することができるものとし、当社はこれに何ら異議を述べません。また、かかる解除により当社に損害が生じても、貴社は何らこれを賠償することを要せず、かつ、当社は、貴社に損害が生じたときは、その損害を賠償するものいたします。

入力日 年 月 日

会社名

代表者名

印